様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年7月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃつくね  一般事業主の氏名又は名称 株式会社つくね  （ふりがな） ふじわら みか  （法人の場合）代表者の氏名 藤原 美香  住所　〒344-0123  埼玉県春日部市永沼417-2  法人番号　3011101091214  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページに掲載している『株式会社つくねのDX推進への取り組み』。 | | 公表日 | 2025年7月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト（WEBサイト）での開示  <https://tsukune-dx-s2h7cpt.gamma.site/>  DX推進のビジョンとビジネスモデル。 | | 記載内容抜粋 | 目指すのは、AIとの共存が無限の可能性を生み出し、誰もが創造性を発揮してイキイキと働ける未来です。私たちのDXは、あくまで主役が「人」。テクノロジーを活用しながらも、お客様や仲間との徹底的な対話を重ね、最高の「つくね（解決策）」と持続的な「旨味（成長）」を追求します。  自社のDX推進で得た知見やデータを活用し、お客様のビジネスモデル変革を支援する新たなサービスを展開します。AIによる業務プロセスの最適化や社員のデジタルスキル向上、柔軟な働き方の導入支援などを通じて、お客様に寄り添った伴走型のDX推進支援サービスを提供し、地域社会全体の発展に貢献してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、代表取締役自ら公表している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社ホームページに掲載している『株式会社つくねのDX推進への取り組み』。 | | 公表日 | 2025年7月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト（WEBサイト）での開示  <https://tsukune-dx-s2h7cpt.gamma.site/>  ビジョン実現に向けたDX戦略。 | | 記載内容抜粋 | ・業務プロセスの革新  AIによるシステム不具合調査の自動化  ・開発効率の向上  ソフトウェア開発プロセスへのAI導入による実装の効率化  ・提案力の強化  生成AIを活用した提案資料の素案作成  ・マーケティングの高度化  AIデータ分析によるターゲット顧客の的確な抽出 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、代表取締役自ら公表している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト（WEBサイト）での開示  <https://tsukune-dx-s2h7cpt.gamma.site/>  DX推進体制。 | | 記載内容抜粋 | AIエンジニアやアプリケーションエンジニアが所属する専門部署を設置し、お客様へのDXコンサルティングやソリューション提供を行っています。  また、特定の技術者に留まらず、バックオフィスを含めた全従業員がデジタル技術を適切に活用できるよう、継続的な教育・研修プログラムを提供し、全社的なデジタル人材の育成を進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト（WEBサイト）での開示  <https://tsukune-dx-s2h7cpt.gamma.site/>  IT環境整備。 | | 記載内容抜粋 | ・柔軟な働き方の実現  クラウドストレージや仮想デスクトップ環境を導入し、場所を問わず安全に業務ができる体制を構築します。  ・AI・自動化技術の活用  ChatGPTをはじめとする生成AIや各種SaaSツールを積極的に導入し、生産性の向上を図ります。  ・継続的な学習環境の整備  最新技術を迅速に導入・活用できるよう、全社的な学習環境を整え、継続的なスキルアップを支援します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社つくねのDX推進への取り組み | | 公表日 | 2025年7月4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト（WEBサイト）での開示  <https://tsukune-dx-s2h7cpt.gamma.site/>  DX戦略の達成指標 | | 記載内容抜粋 | 1. 業務自動化率（単位：％） 2. 一人あたりの月間作業時間削減量（単位：時間） 3. 全従業員のIT教育プログラム受講率（単位：％） 4. 各DXプロジェクトのKPI達成率（単位：％） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年7月4日 | | 発信方法 | 実務執行総括責任者（代表取締役）藤原美香より、コーポレートサイトを通じて発信を行う  https://tsukune-dx-s2h7cpt.gamma.site/ | | 発信内容 | 株式会社つくねは、設立以来、少数精鋭による効率的な事業運営を強みとしてまいりました。 しかし、少子高齢化や労働人口の減少が深刻な社会問題となる現代において、デジタル技術の進化を捉え、自らを変革し生産性を向上させることが最重要課題であると認識しております。  私たちはこの変化を、デジタル推進の分野で中小企業を牽引する存在へと成長する絶好の機会と捉え、自社のDX推進、AI活用、そして中小企業向けのDX推進支援事業を加速させてまいります。  デジタル技術の活用は、単なる業務効率化やコスト削減のためだけではありません。それは、新しい価値を創出し、お客様の期待を超えるサービスを提供するための鍵です。私たちつくねは、中小企業のあらゆる「悩み」を「可能性」に変えることを使命とし、お客様、従業員、そして社会全体に新たな価値をもたらすべく、挑戦を続けてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年5月 | | 実施内容 | IPA(独立行政法人情報処理推進機構)の「DX推進指標自己診断フォーマット」を用い、自己診断と3年後の目標を設定している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃～継続実施中 | | 実施内容 | ・情報セキュリティ基本方針を策定  ·SECURITY ACTION二つ星を宣言（セキュリティ自己宣言）する  ·PC等の紛失、盗難の防止対策  ·高性能セキュリティソフトを導入し、定期スキャン、ランサムウェア対策、感染ファイル自動駆除、ウイルスやスパイウェア隔離、不要プログラムの削除、サポート詐欺対策、WEB驚異対策、ブラウザ通知からのスパム対策、不正スクリプト対策、迷惑メールや詐欺メール対策、画像スパムのブロック、脆弱性攻撃対策、wi-fiの安全性確認、決済保護、SNS URLチェック、情報漏洩対策を強化 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。